



横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金

家賃や人件費など、資金繰りに不安を抱えている
市内中小企業の皆様へ



横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金 実質無利子融資のご案内

融資額
3,000万円まで

実質無利子※・無担保

※当初3年間の利子相当分をキャッシュバックします。

特徴

据置期間
最大5年間

信用保証料
半額又はゼロ

要件を満たした場合は、既存のお借り入れ分の借り換えも可能です。

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
- 【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、三井住友信託、神奈川、東日本、東京スター、大光、静岡中央
- 【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資実施までの流れ

1

お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。

※融資の申し込みに必要な納税証明書や住民票などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。

申込

2

原則、金融機関が、事業者の皆様にとって、横浜市に認定申請（セーフティネット保証(SN)4号、危機関連保証など）を行います。

認定

3

金融機関は融資の審査後、信用保証協会に保証申込を行います。

融資
審査

4

信用保証協会は保証の審査後、保証を決定します。

保証
審査

5

金融機関は融資を実施します。

融資
実施

対象要件

セーフティネット保証(SN)4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を取得された個人事業主、小・中規模事業者

【認定要件】

- ◆横浜市内に事業実態のある事業所があること
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同月比で減少していること等（売上高減少率）SN4号：20%以上/SN5号：5%以上/危機関連保証：15%以上

内容

| | 売上高▲5% | 売上高▲15% |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| 個人事業主 事業性あるフリーランス含む、 小規模のみ | 保証料ゼロ・利子ゼロ※ | |
| 小・中規模事業者 上記除く | 保証料1/2 | 保証料ゼロ・利子ゼロ※ |

※融資額 3,000 万円まで、当初 3 年間の利子相当分をキャッシュバックします。

融資額：3,000 万円以内

融資期間：10 年以内（うち据置期間 5 年以内）

利率：1 年以内 0.7%以内 / 3 年以内 1.1%以内 / 5 年以内 1.3%以内 / 10 年以内 1.5%以内

令和 2 年 5 月 18 日現在 横浜市経済局金融課

【認定の問合せ】 電話：045-662-8931 FAX：045-651-3518 Email：ke-kinyu@city.yokohama.jp
8:45~12:00、13:00~17:15（土日祝日・年末年始を除く）

実質無利子融資で、50万円以上500万円以下の融資を受けた小規模事業者の皆様は、10万円の一時金を交付します。

【一時金交付の問合せ】

小規模事業者支援一時金コールセンター（公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当）

電話：045-225-3725

受付時間 9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く）

※令和 2 年 5 月 25 日からコールセンターの運用を開始します。